

高校生等への 授業料 支援

平成31年1月
大阪市教育委員会

 年収のめやす約910万円未満の世帯が対象です (年収のめやすは、夫婦のどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)中学生1人の4人世帯の場合です)

 申請が必要です！入学が決まった高校から案内がありますので、必ず申し込んでください
(所得の確認のためマイナンバー関係書類の提出が必要です)

 支給額は、進学する学校の種類や所得の状況で変わります
(入学金や、教科書代、校外学習費などの授業料以外の学校納付金は対象外です)

授業料以外の教育費支援は裏面を見てください

 **国公立の高等学校に進学するとき**

- ・国の「就学支援金」という制度があります
- ・保護者等の府民税所得割額と市民税所得割額の合計が50万7,000円未満なら授業料の保護者負担は0円です
- ・父母の両方が働いている場合は、合計の額になります
- ・「就学支援金」は学校が生徒に代わって受け取るので、生徒や保護者には支給されません

 **私立(府内)の高等学校に進学するとき**

大阪府では、大阪の子どもたちが、大阪府内の私立の高校や高等専修学校等への進学を、経済的理由で諦めることがないように、国の「就学支援金」と併せて、私立高等学校等授業料支援補助金を交付することで、授業料が実質無償になる制度を実施しています。

全日制(授業料が60万円の学校の場合) 【平成31年度 入学生】

年収のめやす (府民税所得割額と市民税所得割額の合計)	保護者の授業料負担(年額)		
	子ども1人の世帯	子ども2人の世帯 ※1	子ども3人以上の世帯 ※1
590万円未満 (生活保護・0円~25万7,500円未満)	無償	無償	無償
590万円~800万円未満 (25万7,500円~41万8,500円未満)	20万円 ※2	10万円 ※2	
800万円~910万円未満 (41万8,500円~50万7,000円未満)	481,200円 ※3 ※4	30万円 ※3	10万円 ※3

※1 保護者に扶養されている子どもであること
19歳(高校生は除く)以上の場合は、大学等の在学者に限ります

※2 授業料にかかわらず負担額は変わりません

※3 授業料が60万円より高い学校の場合、その超えた額と上記負担額の合計額が負担額になります
(授業料が65万円の学校の場合→上記負担額+5万円)

※4 授業料が60万円より安い学校の場合、授業料から11万8,800円を引いた額が負担額になります
(授業料が58万円の学校の場合→保護者負担46万1,200円)

【資格要件】

- ・生徒と保護者(親権者全員)が大阪府内に住んでいること
- ・「私立高校生等就学支援推進校」として指定された大阪府内の私立高校等に10月1日に在学していること
- ・国の「就学支援金」を受給していること
- ・保護者の所得(親権者合算)が、所得要件を満たしていること

 支援の対象となる場合でも、授業料は、一旦納付する必要があります
(後日、学校から返金や未納分の授業料との相殺があります)

 **私立(府外)の高等学校に進学するとき**

- ・大阪府の授業料無償化制度の対象ではありません
- ・所得に応じて、国の「就学支援金」が加算されます

【支給限度額(年額)】(全日制の場合) ※定時制・通信制の場合、支給額が異なります

29万7,000円	2.5倍			} 学校の授業料との差額が保護者の負担になります
23万7,600円		2倍		
17万8,200円			1.5倍	
11万8,800円				基準額
年収のめやす	250万円未満	350万円未満	590万円未満	910万円未満
府民税所得割額と市民税所得割額の合計	生活保護・0円	8万5,500円未満	25万7,500円未満	50万7,000円未満



大阪府奨学のための給付金

平成30年度の内容です
平成31年度は変更になることがあります



申請年度の7月1日時点で、以下の要件すべてに当てはまる方が対象です。

- ①保護者等（親権者全員）の府民税所得割額及び市民税所得割額が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること
- ②保護者等（親権者全員）が、大阪府内に住んでいること
- ③生徒が、国の「就学支援金」の支給対象校に在学し、休学していないこと
（児童福祉施設入所者、里親委託者等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外）



平成31年7月頃に生徒が在学する学校で受給申請書等が配付されます。提出先は在学する学校です。受給申請書と必要書類を、学校が決める締切までに提出してください。



給付額（年額）は、学校の種類や世帯状況によって変わります。

- 1 生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒

国公立	全日制・定時制・通信制	32,300円
私立	全日制・定時制・通信制	52,600円

- 2 府民税所得割額及び市民税所得割額非課税世帯の生徒で、3に該当しない場合

国公立	全日制・定時制	80,800円
	通信制	36,500円
私立	全日制・定時制	89,000円
	通信制	38,100円

- 3 府民税所得割額及び市民税所得割額非課税世帯の生徒で、生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が（a）（b）のどちらかに該当する場合

（a）兄・姉が高等学校等に在学する場合

（b）兄弟姉妹が、15歳以上23歳未満で中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合

国公立	全日制・定時制	129,700円
私立	全日制・定時制	138,000円

*通信制は、2と同額

審査結果の通知は12月頃の予定です。

府外の高等学校等に在学している場合も対象ですが、必要書類は大阪府私学課のホームページからダウンロードするか、府民お問合せセンター情報ブラウザで手に入れてください。



大阪市奨学費



申請年度の7月1日時点で、以下の要件すべてに当てはまる方が対象です。

- ①大阪市内に住民票がある生徒
- ②世帯全員が市民税非課税（均等割・所得割ともに0円）である生徒
（生活保護で高等学校等就学費の給付を受けている場合は対象外）
（児童福祉施設入所者、里親に委託されている生徒は対象）
- ③学業が優良で、生活の全般を通じて行いの善良な生徒



平成31年6月頃に募集します。在学する学校で「募集要項」を手に入れて、申請書と必要書類を、在学する学校へ提出してください。申請期限は平成31年7月1日までです。「募集要項」は、大阪府下の高等学校を中心に送付します。他府県の高等学校等に進学するときは、大阪市教育委員会にお問い合わせください。



第1学年（入学年度に限る）は年額107,000円から、それ以外の生徒は年額72,000円から上記「大阪府奨学のための給付金」の給付額を差し引いた金額が市奨学費の支給上限額になります。府の給付額の方が多い場合は、大阪市奨学費は支給されません。

奨学生の選定、支給決定は11月頃の予定です。

請求の際には、用途確認のため、入学又は学習に要した費用の領収書、レシート等が必要です。

【請求できる項目】

第1学年	入学検定料、入学料
全学年	教科書費、学用品費、実習材料費、教科外活動費、通学費、通学用品費、学校納付金

奨学金等制度についての相談窓口



大阪市教育委員会事務局学校経営管理センター
事務管理担当（奨学費・進路支援グループ）

TEL 06-6115-7651
FAX 06-6115-8170